

建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明手数料	
(1)非住宅部分の用途が工場等のみの場合	単位（円）
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	11,800
当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	19,100
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	56,400
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1,0000平方メートル未満のもの	90,000
当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	113,000
当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	141,000